

新県庁エコプラン<第5期計画>の概要について

新県庁エコプランについて

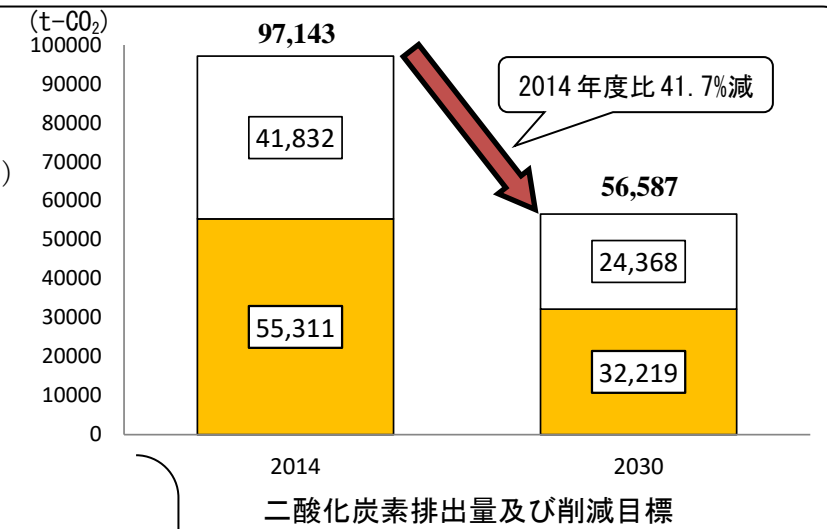
- 1 計画の位置付け
地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）
〔策定の義務あり〕
（対象：知事部局、議会事務局、企業局、教育委員会事務局、警察本部及び各行政委員会事務局の本庁及び出先機関（県立学校、警察署を含む。）、指定管理者制度導入施設の事務事業）
- 2 実行計画（事務事業編）に定める事項〔地球温暖化対策推進法に基づく〕
 - ①計画期間
 - ②実行計画の目標
 - ③実行しようとする措置の内容
 - ④その他実施に関し必要な事項
- 3 これまでの策定状況

計画	策定年度	基準年度	期間（年数）
第1期	2001	2000	2002～2006（5年）
第2期	2006	2005	2007～2010（4年）
第3期	2011	2010	2011～2015（5年）
第4期	2016	2014	2016～2020（5年）
第5期（今回）	2020	2014	2021～2030（10年）
- 4 計画の構成
 - ① 背景
国内対策の動向、県の動向
 - ② 前計画の取組状況と課題
削減目標の達成状況、項目別の削減目安の達成状況 等
 - ③ 新計画の基本事項
二酸化炭素の削減目標、エネルギー使用量の削減目安、計画期間、基準年、対象機関 等
 - ④ 目標達成に向けた取組項目
取組方針、具体的な取組み 等
 - ⑤ 計画の推進
推進体制、点検・公表方法

政府のエネルギーミックスから算出した値

第5期計画のポイント

- 1 計画期間
2021年度から2030年度まで（10年間）
※基準年度は2014年度（電気の最新の排出係数を採用し始めた年度）
 - 2 第5期計画の削減目標
2030年度までに基準年度（2014年度）比 **41.7%以上の削減**
＜削減目標の計算＞
二酸化炭素排出量（削減目標）
＝①エネルギー使用量（削減目安）×②排出係数
- ① エネルギー使用量（削減目安）
省エネ法：「エネルギー使用量を年1%以上削減」
⇒2030年度までに基準年度（2014年度）比16%以上削減（1%×16年）
- ② 排出係数（一定のエネルギーを作る際に排出するCO₂の量を推し測る指標）
第1～3期計画：基準年度の排出係数
第4～5期計画：最新の排出係数（電気については国が毎年度公表）



基準年度（2014年度）及び目標年度（2030年度）の二酸化炭素排出量等

項目	年次	電気	重油	灯油	都市ガス	LPガス	ガソリン	軽油	合計
		排出量 (CO ₂ -t)	2014	69,557	11,861	6,537	4,301	556	3,262
	2030	33,413	9,964	5,492	3,613	466	2,738	900	56,587
	削減率	▲52.0%	▲16.0%	▲16.0%	▲16.0%	▲16.0%	▲16.0%	▲16.0%	▲41.7%

※エネルギー使用量の単位：電気は千kWh、重油・灯油・ガソリン・軽油はkℓ、都市ガス・LPガスは千㎥

<参考> 第4期計画及び第5期計画の比較

区分	第4期計画	第5期計画
計画期間	2016年度～2020年度（5年）	2021年度～2030年度（10年）
基準年度	2014年度	2014年度
二酸化炭素削減目標	▲12.5%以上	▲41.7%以上
エネルギー使用量削減目安	▲6%以上 (2015～2020の6年間)	▲16%以上 (2015～2030の16年間)
排出係数	最新の排出係数	最新の排出係数

第4期計画の取組み状況

- 1 第4期計画の概要
計画期間：2016年度から2020年度まで（5年間）
削減目標：二酸化炭素の排出量を2020年度までに基準年度（2014年度）比で12.5%以上削減
- 2 二酸化炭素排出量（単位：t）

区分	2014年度（基準年度）	2020年度（実績）	2020年度（目標）	目標との比較
総排出量	97,143	77,795	84,947	達成
内 直接管理施設	55,311	43,906	48,367	
内 指定管理施設	41,832	33,889	36,580	

目標達成に向けた取組み

- 1 エコオフィス活動の継続・徹底
 - (1) 省エネルギー管理体制の強化
 - (2) 所属（職員）単位での取組み
 - ① 電気使用量の削減（㊟冷蔵庫の集約化、省エネタイプへの更新）
 - ② 庁舎燃料使用量の削減
 - ③ 公用車燃料使用量の削減
 - ④ 水使用量の削減
 - ⑤ 紙使用量の削減（㊟全庁的なペーパーレス化の推進）
 - ⑥ 廃棄物の減量化とリサイクル（㊟ワンウェイプラスチックの使用削減）
 - ⑦ グリーン購入の推進
- (3) 庁舎等管理所属単位での取組み
 - ① 電気使用量の削減
 - ② 庁舎燃料使用量の削減
 - ③ 公用車燃料使用量の削減
 - ④ 水使用量の削減
 - ⑤ 廃棄物の減量化とリサイクル

2 施設・設備等の省エネルギー化の推進

- (1) 施設の建設等に関する取組み
 - ㊟ ZEB化の検討、ESCO事業の積極的な実施、BEMSの導入
- (2) 公用車の導入に関する取組み
 - ㊟ 次世代自動車の積極的な導入

3 再生可能エネルギーの積極的な導入

- (1) 太陽光発電に関する取組み
- (2) 小水力発電に関する取組み
- ㊟ (3) 地熱発電に関する取組み
- ㊟ (4) 環境に配慮した電力調達に向けた課題の整理と研究

計画の推進体制

- ①環境行政推進会議（会長：副知事）：実施状況の評価
- ②環境行政推進会議幹事会（会長：生活環境文化部長）：連絡調整等